



## 諮 問 書

5一宮水総発第 212 号

令和 5 年 7 月 19 日

一宮市水道料金等審議会会長 様

一宮市水道事業等管理者

小 塚 重 男



本市の水道料金、下水道使用料のあり方について(諮問)

このことについて、一宮市水道料金等審議会の設置に関する条例(平成18年条例第34号)第2条第1項の規定により、次の事項について意見を求めます。

本市の水道料金、下水道使用料のあり方について

### 諮問理由

本市の水道事業は、低廉で安全な水の安定供給を目的に、水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新などに取り組んでまいりました。しかし、人口減少や節水型機器の普及により水需要は減少傾向にあり、料金収入の増加が見込めない一方、費用の面においては水道施設の老朽化対策や自然災害への備えなど、今後さらに厳しい経営状況となる見込みです。

また、下水道事業においては生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減を目的として事業に取り組んでまいりました。その結果、財源として借入しました企業債残高は減少傾向にはあるものの多額で推移しており、一般会計からも多くの補助金を受けており限界にきていることなどから、今後は事業継続が不可能となる状況になってきております。

こうした厳しい状況の中、本年3月には令和5年度から14年度までの10年間を計画期間とする新たな一宮市上下水道事業経営戦略を策定し、上下水道事業の進むべき方向を定めるとともに、これまで行ってきた職員数の削減や民間活用に加え、下水道整備区域の見直しや処理区域の統合による広域化を進めるなどの経営改善に努めてまいりました。

水道、下水道のいずれの事業におきましても、市民生活に必要なライフラインであり、都市基盤として今後も事業の健全経営を継続していく必要がありますので、貴審議会において、今後の本市の水道料金、下水道使用料のあり方について、ご意見を賜りたく諮問するものであります。